

秋田ハーマニー一条例

〔あきたハーマニー一条例〕制定の趣旨

人はすべて、性別にかかわらず個人として尊重され、法の下に平等でなければなりません。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において今なお残されており、男女の自由な活動の妨げとなっています。

少子高齢化や人口減少が進む中、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが重要です。

あきたハーマニー一条例は、生きがいをもって、安心して暮らすことができる秋田を実現するため、男女がともに個性や能力を発揮し、将来ともに健康で豊かな生活ができる男女共同参画社会を県民全体で創り上げようとするものです。

男女共同参画社会を目指す7つの基本方針



あきたハーマニー一条例では、男女共同参画を推進するための基本的な指針を定めています。この指針を私たち全てが理解し、一つ一つ実践していくことが、男女共同参画を県全体で進めていくことにつながります。

1. 男女の人権の尊重

男女が直接的にも間接的にも差別を受けないことはもちろん、自分の意思と責任で多様な生き方を選択できるように、能力発揮の機会が確保されることが大切です。

2. 政策立案・決定過程への共同参画

県や民間団体の方針などの立案・決定には、男女が共同して参画していくことが大切です。

3. 社会制度・慣行の中立化

男女の活動の選択に対する社会制度や慣行の影響を偏りのないものにしていくことが大切です。

4. 生涯を通じての健康な生活

男女がお互いの身体的特徴を理解し、妊娠・出産等についての判断を尊重していくことが大切です。

5. 国際協調

国際的な取組とも歩調を合わせながら進めていくことが大切です。

6. 仕事と家庭の両立

家庭内の協力と社会的支援により、家庭生活と仕事などの社会活動を両立できるようにすることが大切です。

7. 連携協力

県や市町村、事業者等が連携を図りながらそれぞれ主体的に取り組むことが大切です。